

# 参 考 资 料

## ○要配慮個人情報とは

要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

<要配慮個人情報に含まれる事項（法2条3項、施行令2条、施行規則5条）>

項目	内容	現行条例の規定
人種	民族的・種族的出身や世系（国籍や肌の色は含まれない）	有
信条	思想や信仰等、個人の内心の基本的な考え方	有
社会的身分	本人の意思によらず、変更し得ない出自（同和地区出身であること等）	有
病歴 （これに準ずるもの）	病歴（病気に罹患した経歴。がんを罹患している、統合失調症であること等）	有
	心身の機能の障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等）	有
	医師等による健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）	有
	健康診断等の結果による保健指導、診療または投薬に関する情報	有
犯罪の経歴 （これに準ずるもの）	犯罪の経歴（前科、犯罪行為を行った事実）	有
	本人を被疑者または被告人とする刑事事件手続に関する情報	有
	本人を非行少年またはその疑いのある者とする少年の保護事件手続に関する情報	有
犯罪により害を被った事実	身体障害、精神的、金銭的被害の区別なく一定の犯罪の被害を受けた事実	有

## ○改正法における個人情報の保有の制限

個人情報（要配慮個人情報を含む。）の保有については、改正法第61条において個人情報の保有を制限する規定が定められており、現行条例と同様の取扱いが図られる。

<改正法（抜粋）>

（個人情報の保有の制限等）

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

<現行条例（抜粋）>

第3条3 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令（条例を含む。以下同じ。）に基づいて収集するとき、及び福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

## ○開示請求に係る不開示情報（改正法第78条第1項）

- ・改正法においても、行政機関等が保有する公文書に記載された自己の情報について、開示請求を行うことが可能。
- ・行政機関等は、開示請求を受けた公文書に不開示情報が含まれている場合を除き、開示しなければならない。
- ・改正法における不開示情報と現行条例で定める不開示情報の相違点は、以下のとおり。

<改正法>

(第78条第1項第1号～第7号)

号	項 目
1	開示請求者の生命、健康、生活を害するおそれのある情報
2	開示請求者以外の個人に関する情報
例外的 に開示 される 情報	イ 慣行として公にされている情報
	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なもの
	ハ 公務員等の職務遂行に関する情報 ( <u>職名及び職務遂行情報</u> ) ※ <u>公務員の氏名は不開示</u>
3	法人その他の団体に関する情報
4	国の安全が害されるおそれ等がある情報
5	犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼす情報
6	国の機関、地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報
7	国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報

<条例>

(第14条第1項第1号～第10号)

号	項 目	不開示情報の判断
1	開示請求者以外の個人に関する情報	従来どおり
2	事業情報	従来どおり
7	捜査等情報	従来どおり
3	審議・検討情報	従来どおり
4	行政運営情報	従来どおり
5	評価判断情報	※改正法7号で判断
6	警察職員情報 ( <u>一定の職にある警察職員の氏名</u> )	※ <u>改正法2号で判断</u>
8	法令秘情報	※改正法78条各号で判断
9	未成年者情報	※改正法1号、2号又は7号で判断
10	会派情報	※改正法3号で判断

## ○情報公開条例との整合（改正法第78条第2項）

- ・改正法では、情報公開条例で開示となる情報が不開示情報として定められている場合がある。 ※①部分
- ・一方、情報公開条例で非開示となる情報が改正法では不開示情報として定められていない場合もあり、整合しない部分がある。 ※②部分
- ・改正法第78条第2項の規定によると、法施行条例に定めることにより不開示情報の開示や、不開示情報の追加ができる。

### ＜改正法＞

#### （第78条第1項第2号～第7号【1号、4号略】）

号	項目
2	開示請求者以外の個人に関する情報
例外的に開示される情報	イ 慣行として公にされている情報
	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なもの
ハ 公務員等の職務遂行に関する情報（職名及び職務遂行の内容）	ハ 公務員等の職務遂行に関する情報
	ニ 果が実施する事務事業で予算執行を伴う情報のうち、公益上必要なもの
3	法人その他の団体に関する情報
5	犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼす情報
6	国の機関、地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報
7	国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報

①

#### （第7条第1項第1号～第8号）

号	項目	不開示情報の判断
1	個人情報	
例外的に開示される情報	イ 慣行として公にされている情報	相違なし
	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なもの	相違なし
ハ 公務員等の職務遂行に関する情報（職、氏名及び職務遂行の内容）	ハ 公務員等の職務遂行に関する情報	※公務員等の氏名は、改正法2号イの例外的に開示される情報に該当
	ニ 果が実施する事務事業で予算執行を伴う情報のうち、公益上必要なもの	※改正法2号イの例外的に開示される情報に該当
2	事業情報	相違なし
6	捜査等情報	相違なし
3	審議・検討情報	相違なし
4	行政運営情報	相違なし

5	任意提供情報	※個人からの任意提供情報については、改正法2号で、法人等からの任意提供情報については、改正法3号で判断
7	法令秘情報	※改正法78条各号で判断
8	議員個人・会派情報	※議員個人の活動については、改正法2号で、議員会派の活動については、改正法3号で判断

②

公務員の職務遂行情報に係る記述の有無(改正法と情報公開条例の比較)

	改正法第78条第1項第2号 (開示請求者以外の個人情報)		情報公開条例第7条第1項第1号 (個人情報)		開示・不開示の判断
	本文	ただし書	本文	ただし書	
公務員の職、職務遂行の内容		有 (開示)		有 (開示)	改正法、条例ともただし書を根拠に開示。
公務員の氏名					
警部補以下の警察職員を除く	有 (不開示)	無		有 (開示)	改正法第78条第1項第2号ただし書きイの慣行公情報として判断し、開示。
警部補以下の警察職員	有 (不開示)	無	有 (非開示)	無	改正法、条例とも本文を根拠に不開示。